

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	47,000,000
計	47,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年2月26日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	11,844,000	11,844,000	東京証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
計	11,844,000	11,844,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成19年2月1日からこの半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権等の権利行使を含む。）により増加した株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の残高等は次のとおりであります。

第7回無担保社債(新株引受権付)(平成12年9月12日発行)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株引受権の行使金額の残高 (注) 1	736,000千円	同左
新株予約権行使時の払込金額 (注) 2	1,483円	同左
資本組入額	742円	同左

(注) 1 新株引受権の行使金額の残高とは、付与された新株引受権から被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の行使金額の残高であります。

- 2 行使価額は、当社が新株引受権付社債発行後、行使価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合および株式分割の場合は、次の算式により調整されるものといたします。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使} \\ \text{価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当り} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新発行株式数} \end{array}}$$

なお、合併、資本の減少、株式の併合、その他本新株引受権の要項に定める一定の場合にも調整されるものとします。

- ② 平成13年改正旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権は次のとおりであります。

平成14年8月25日の定時株主総会特別決議
(平成15年5月30日の取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数	860個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	86,000株	同左
新株予約権行使時の払込金額(注)	643円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年5月30日～ 平成24年5月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 643円 資本組入額 322円	同左
新株予約権行使の条件	① 新株予約権の全部または一部につき行使することができるものとします。 ② その他の条件については、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す契約を新株予約権の割り当てを受けるものとの間で締結するものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	無し	同左

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記払込価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使ならびに新株引受権の行使による場合を除く)が行われる場合、上記払込価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める払込価額の調整を行うものとします。

平成15年8月24日の定時株主総会特別決議
(平成16年5月31日の取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数	1,026個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	102,600株	同左
新株予約権行使時の払込金額(注)	1,327円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年5月31日～ 平成25年5月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,327円 資本組入額 664円	同左
新株予約権行使の条件	① 新株予約権の全部または一部につき行使することができるものとします。 ② その他の条件については、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す契約を新株予約権の割り当てを受けるものとの間で締結するものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	無し	同左

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記払込価額は分割または併合の比率に応じた算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使ならびに新株引受権の行使による場合を除く)が行われる場合、上記払込価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める払込価額の調整を行うものとします。

平成16年8月21日の定時株主総会特別決議
(平成17年5月31日の取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数	235個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	23,500株	同左
新株予約権行使時の払込金額(注)	857円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年5月31日～ 平成22年5月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 857円 資本組入額 429円	同左
新株予約権行使の条件	① 新株予約権の全部または一部につき行使することができるものとします。 ② その他の条件については、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す契約を新株予約権の割り当てを受けるものとの間で締結するものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	無し	同左

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記払込価額は分割または併合の比率に応じた次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使ならびに新株引受権の行使による場合を除く)が行われる場合、上記払込価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める払込価額の調整を行うものとします。

平成17年8月21日の定時株主総会特別決議

(平成18年4月29日の取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数	3,680個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	368,000株	同左
新株予約権行使時の払込金額(注)	782円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月29日～ 平成27年4月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 782円 資本組入額 391円	同左
新株予約権行使の条件	① 新株予約権の全部または一部につき行使することができるものとします。 ② その他の条件については、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す契約を新株予約権の割り当てを受けるものとの間で締結するものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	無し	同左

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記払込価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使ならびに新株引受権の行使による場合を除く）が行われる場合、上記払込価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める払込価額の調整を行うものとします。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年11月30日	—	11,844,000	—	1,706,500	—	1,028,164

(4) 【大株主の状況】

平成18年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
石橋博良	千葉県千葉市緑区	2,634,000	22.24
株式会社ダブリュー・エヌ・ アイ・インスティテュート	千葉県千葉市緑区あすみが丘6丁目15-3	1,700,000	14.35
ヤフー株式会社	東京都港区六本木6丁目10-1	450,000	3.80
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	360,000	3.04
ウェザーニューズ従業員持株会	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデン	298,600	2.52
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区京橋2丁目14-1	288,000	2.43
石橋忍子	千葉県千葉市緑区	230,000	1.94
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	180,000	1.52
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	148,500	1.25
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	133,800	1.13
計	—	6,422,900	54.23

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 148,500株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 133,800株

2 上記のほか、当社は自己株式を991,800株所有し、その発行済株式数に対する割合は8.37%であります。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 991,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,851,900	108,519	—
単元未満株式	普通株式 300	—	—
発行済株式総数	11,844,000	—	—
総株主の議決権	—	108,519	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式 400株(議決権 4個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成18年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウェザーニューズ	東京都港区芝3丁目1番3号 日本生命赤羽橋ビル	991,800	—	991,800	8.37
計	—	991,800	—	991,800	8.37

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	711	649	660	665	640	619
最低(円)	572	572	591	613	585	564

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価であります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		井手 義裕	平成18年9月23日

(注) 死亡による退任であります。